

◇大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程

- 1 一般公印のうち総務部長印、工務部長印、所長印及び場長印を廃止することになりました。
- 2 専用公印のうち給与事務専用局長印、試験成績証明専用局長印及び公共料金支払専用局長印を廃止することになりました。
- 3 公印の新調又は廃止の手続きを改めることにしました。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 5 この規程は、令和8年4月1日から施行することになりました。

(水道局総務部総務課)